

## 5 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関すること



主管：総務課

### 経緯

行政機関が組織で使用するものとして保有する文書や電子データの開示を求めることができる「情報公開制度」並びに行政機関における個人情報の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護することを目的とする「個人情報保護制度」の運用にあたり、情報公開及び個人情報保護に関する条例が平成13年1月1日から施行され、関係規則規程の整備を行って情報公開及び個人情報保護に対応してきました。令和3年「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立したことにより個人情報保護法が改正され、今後地方公共団体も国と同一のルールが適用されることになり、令和5年4月より全面施行されます。

木曾地域では、広域化による効率的な運営を図るため、構成町村に係る審査事務は、一括して広域連合で取り扱っています。

### 現状と課題

開示請求に対する非公開の決定や個人情報の開示制限などに関する不服申立てについて審議する情報公開及び個人情報保護審査会は、委員5名（任期2年）で構成されています。

審査会は、構成町村及び木曾広域連合の関係条例で実施機関として定められた機関の諮問を受け、必要に応じ開催しています。

### 今後の方針

実施機関から諮問があった場合にすばやく対応できる体制を維持し、適正な審査を行えるよう、事例研究等情報収集に努めます。

### 施策

- 1 実施機関から諮問が出された場合、速やかに審査会を開催し適正な審査に努めます。